

質問書回答

2016年 6月 13日

「(案件名:2016年度案件別外部事後評価:パッケージ I -8(ガーナ、シエラレオネ、トーゴ))」
 (公示日:2016年6月1日/公示番号:160353)について、質問の回答は以下のとおりです。

通 番	当該頁項目	質問	回答
1.	業務指示書 P24 第 3 業務実施上の条件 「11.その他特記すべき事項(1)関係者との連絡、(2)安全管理」	シエラレオネ共和国カンビア地方給水整備計画の所管する事務所がガーナ事務所となっており、トーゴ国マリタイム及びサバナス地域村落給水計画についてはコートジボワール事務所が所管となっております。関与の内容が事務所により異なるため、詳細は JICA 評価部の指示に従うとあります。調査に関わる表敬報告等のために事務所訪問が必要である場合、多く現地調査日数が必要となります。また、見積もりも必要となってまいります。この点につきましてどうぞご教示よろしくお願いいたします。	シエラレオネおよびトーゴ案件の現地調査に関しては、それぞれの国を所管する事務所への訪問は必須ではありません。所管事務所との協議等が必要な場合は、JICA 評価部を通じて TV 会議での対応も可能です。
2	【見積書作成ガイドライン(2014年4月)P9表7:一般管理費等率の上限に10%加算することを認める紛争影響国・地域】について	同表にシエラレオネ国が含まれていますが、同国調査に係る人月分のみ10%加算が認められ、その場合、一般管理費等率を2つに分けて計上するという理解でよろしいかご教示をお願いいたします。	シエラレオネにおける現地作業日数のみ10%を上限に加算を認めます。なお、業務指示書 P23 に記載のとおり、加算は契約交渉後に行うため、見積書での加算は不要です。

以上